

財 関 第 259 号
平成 26 年 3 月 18 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

関税法基本通達の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 26 年 3 月 18 日（火）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。